

登録電気工事業者の皆様へ

電気工事業を営む方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（電気工事業法）を遵守して事業を営むよう義務づけられています。

つきましては、下記事項等に留意のうえ適正な業務の実施をお願いします。

記

1. 電気工事業者について

(1) 業者登録（第3条）

一般用電気工作物等に係る電気工事業を営もうとする方は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（「登録電気工事業者」という。）

但し、二以上の都道府県に営業所を設置する場合は、経済産業大臣の登録になります。

(2) 有効期間（第3条）

登録の有効期間は5年間です。

引き続き電気工事業を営む場合は、登録の更新を受けなければなりません。

更新すると登録番号が変わります。（千葉県知事登録第○○○○○○号））

(3) 建設業者に関する特例（第34条）

建設業許可を受けた業者の方が電気工事業を営む場合は、業者登録は必要ありません。

但し、その旨の届出が必要です。この届出により登録電気工事業者とみなされます。

2. 登録内容の変更（第10条）

次の事項に変更があった場合は、30日以内に届け出してください。

（標識も併せて変更してください。）

①氏名又は名称、住所、法人の代表者及び役員

②営業所の名称、所在地、電気工事の種類

③主任電気工事士及びその所有する免状の種類

④事業の承継（譲渡・相続・合併等）があったとき

3. 廃止の届出（第11条）

電気工事業を廃止したときは、30日以内に登録証を添えて届け出してください。

4. 業務に対する規制

(1)主任電気工事士の設置（第19条）

一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、当該工事の作業を管理する主任電気工事士を置かなければならない。主任電気工事士の要件は、次のいずれかです。

①第一種電気工事士

②第二種電気工事士免状取得後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者

(2)主任電気工事士の職務（第20条）

主任電気工事士の職務は、一般用電気工作物等による危険及び障害が発生しないように作業の管理を行わなければならない。

①配線図の作成変更、これに関与しない場合はそのチェック。

②電気工事士以外の者が電気工事に従事していないことの監視。

③電気用品安全法の表示のない電気用品の使用の監視。

④電気設備の技術基準の適合性等電気関係規則遵守。

⑤一般用電気工事の検査結果の確認。

- ⑥帳簿上の管理監督。
- ⑦危険等防止命令を受けた場合その遵守。
- ⑧その他一般用電気工事にかかる管理監督。

(3) 工事の従事者（第21条）

電気工事の資格を有しない者を当該電気工事の作業に従事させてはならない。

(4) 工事の下請け（第22条）

請け負った電気工事を電気工事業者でないものに請け負わせてはならない。

(5) 電気用品の使用制限（第23条）

電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

(6) 器具の備付け（第24条）

一般用電気工作物等に係る電気工事の業務のみを行う営業所にあっては次の①～③を、

自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所にあっては次の①～⑦を、

営業所ごとに備付けなければならない。

①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計

④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置

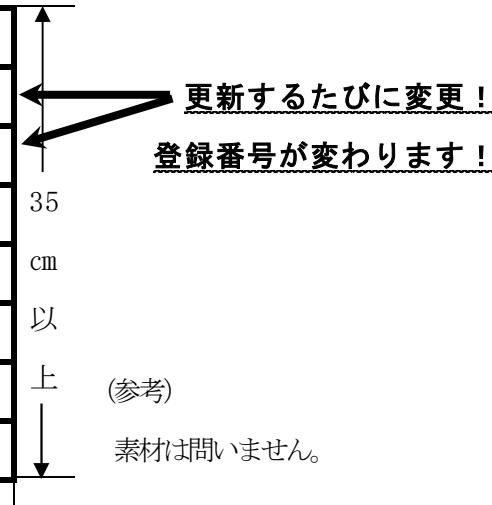
※但し、⑥・⑦については、必要時に借り入れることができればよい。

(7) 標識の掲示（第25条）

営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、下記の標識を掲げなければならぬ。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。（内容に変更が生じた場合は、速やかに修正および変更届の提出）

登録電気事業者登録票	
登録番号	千葉県知事登録第〇〇〇〇〇〇〇号
登録の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
氏名又は名称	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
代表者の氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
営業所の名称	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
電気工事の種類	一般用電気工作物等・自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

40 cm 以上



更新するたびに変更！

登録番号が変わります！

35
cm
以
上

(参考)
素材は問いません。

(8) 帳簿の備付け（第26条）

営業所ごとに下記事項を記載した帳簿を備え、これを5年間保存しなければならない。

①注文者の氏名又は名称及び住所 ②電気工事の種類及び施工場所 ③施工年月日

④主任電気工事士及び作業者の氏名 ⑤配線図 ⑥検査結果

5. その他

- ①登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付を受けることができます。
- ②業者登録後、新たに建設業許可を取得した場合は、その旨を届け出ください。

本件に関する問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班

電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548

電気工事に関する制度の概要

1. 電気工事に関する資格及び従事できる作業（電気工事士法）

- ①第一種電気工事士……一般用電気工作物等及び自家用電気工作物(500kW未満)に係る電気工事
- ②第二種電気工事士……一般用電気工作物等に係る電気工事
- ③特殊電気工事資格者認定証……ネオン工事又は非常用予備発電装置工事
- ④認定電気工事従事者認定証……簡易電気工事

2. 電気工作物の種類（電気事業法）

(1)一般用電気工作物

電気事業者（電力会社等）から低圧（600V以下）の電圧で受電している場所の電気工作物。（例：一般家庭、小規模な店舗等）

(2)事業用電気工作物

一般用電気工作物以外の電気工作物。

①電気事業用電気工作物

電気事業者の発電所、変電所、送配電線路等の電気工作物。

②小規模事業用電気工作物

出力10kW以上50kW未満の太陽光発電設備、出力20kW未満の風力発電設備。

③自家用電気工作物

一般用電気工作物等及び電気事業用以外の電気工作物。

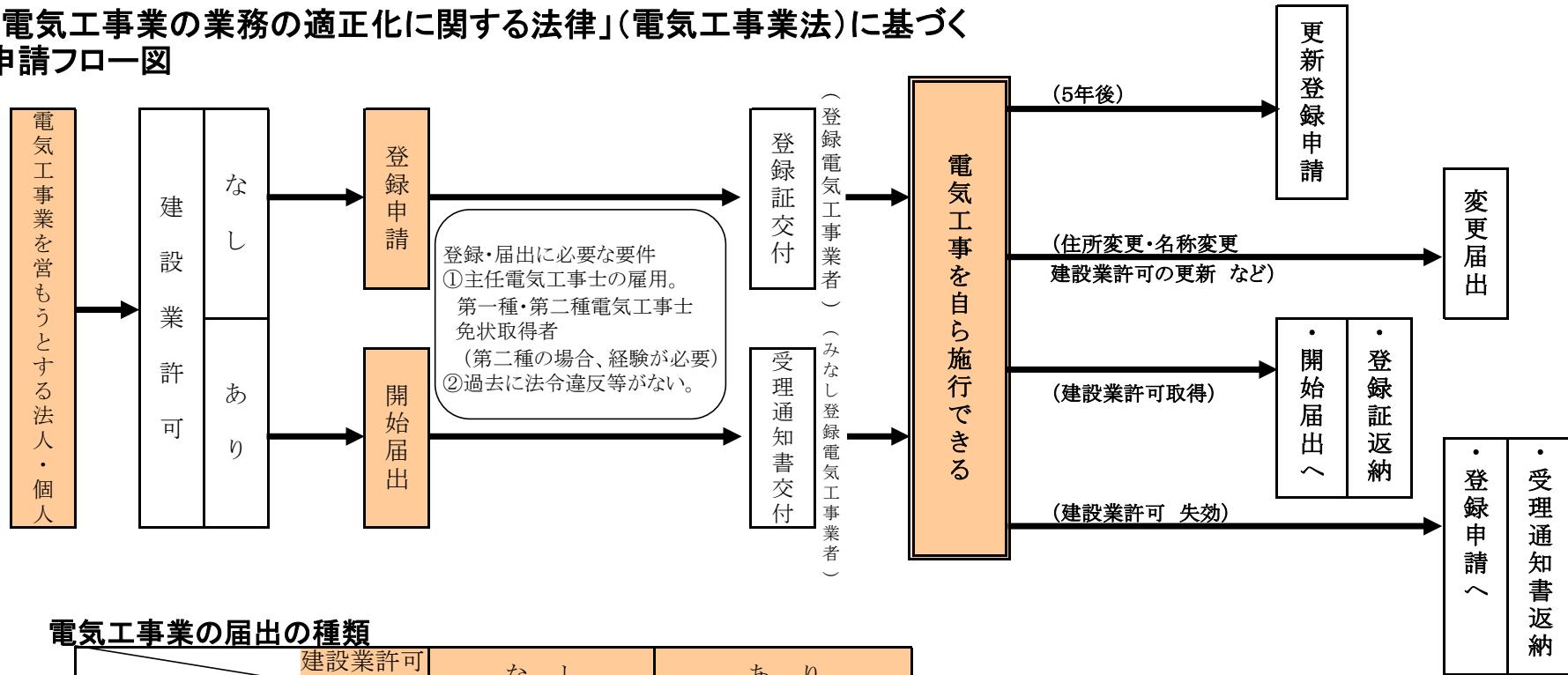
主に電気事業者から高圧の電圧で受電しているもの。（例：ビル、工場等）

但し、電気工事士法においては、発電所、蓄電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路及び保安通信設備は除く。

【参考】電気工作物の種類と工事資格

電気工作物					
一般用電気工作物等		事業用電気工作物			
一般用電気工作物	小規模事業用電気工作物	自家用電気工作物 ※ビル・工場等の需要設備等		電気事業用電気工作物	
※一般家庭・マンション居室・小規模な商店等	※10kW以上50kW未満の太陽光、20kW未満の風力発電	最大電力500kW未満の需要設備 600V以下の需要設備部分	特殊電気工事 ※ネオン工事等	最大電力500kW以上の需要設備	※電力会社の発電・変電所等
第二種電気工事士		認定電気工事 従事者認定証	特殊電気工事 資格者認定証	電気工事士法の適用外	
第一種電気工事士					
工事士資格					

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」(電気工事業法)に基づく申請フロー図



電気工事業の届出の種類

建設業許可	な し	あ り
電気工事の種類		
一般用電気工作物等のみ	登録電気工事業者	みなし登録電気工事業者
一般用電気工作物等 及び自家用電気工作物	(登録申請)	(開始届出)
自家用電気工作物のみ	通知電気工事業者 (開始通知)	みなし通知電気工事業者 (開始通知)

電気工作物の種類と必要な資格（裏面にも記載あり）

電気事業用電気工作物		電気工事士法の適用外
自家用電気工作物 (工場、ビル等の需要設備)	最大電力500kW以上 500kW未満	第一種電気工事士
一般用電気工作物等 (住宅、小規模な店舗等)		第二種 電気工事士

※600V以下の自家用電気工作物は、認定電気工事従事者認定証でも可能